

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条1項）

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ生徒はいない」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない安心・安全な高校生活」を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、事態に対処する。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に努めるためのチェックリストを別に定める。また、年間指導計画に基づいていじめに関するアンケートを実施する。

別紙2 チェックリスト

別紙3 いじめに関するアンケート

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、包括的な取り組みの方針・早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙4 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握したり、いじめを察知したりした場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、状況を管理職に報告する。報告を受けた管理職は情報を確認し、必要に応じて県教育委員会に相談・報告をする。いじめが疑われる場合は、直ちに「いじめ対策委員会」を開催する。そこでいじめであると判断された場合は、組織として被害・加害生徒への支援・指導を行う。迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 5 いじめ対応マニュアル

3. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは 法 28 条 1 項により、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な障害を負った場合、精神性の疾患を生じた場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に外部の専門家を加えて調査委員会を設け、速やかに調査を行い、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

4. その他の留意事項

誰からも信頼される学校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会や、PTA 総会をはじめ PTA 懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対策委員」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組むという観点から、生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域をまきこんだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

管理職 ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめを許さない姿勢 ・風通しのよい職場環境 ・保護者・地域との連携
--

いじめ対策委員会 ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善 ・年間指導計画の作成、実施、改善 ・校内研修会の企画・実施 ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析 ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断 ・早期解決 ・要配慮生徒への支援方針	【構成員】 校長、教頭(3)、主幹教諭、部課程主任(3)、生活指導部長、教育相談部長、人権教育主任、該当学年主任、該当担任等 ただし、必要に応じて他の教職員や専門的知識を有する者（スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、警察、医師、弁護士等）、保護者代表、生徒代表を加えるなど、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。
--	--

未然防止

早期発見

■学習指導の充実 ・学習における規律作り ・学びに向かう集団づくり ・意欲的に取り組む授業研究 ■特別活動の充実 ・ホームルーム活動の充実 ・ボランティア活動への積極的参加 ■教育相談の充実 ・面談の定期開催 ・スクールカウンセラーの活用 ■人権教育の充実 ・人権意識の高揚 ■情報教育の充実 ・情報モラルの指導の充実 ・ネット犯罪防止講演会の開催 ■保護者・地域との連携 ・学校いじめ防止基本方針等の周知 ・学校公開・公開授業の実施	■情報の収集 ・教員の観察による気付き ・養護教諭からの情報 ・生徒・保護者・地域からの情報 ・登校時の指導 ・昼休みの巡回指導 ・アンケートの実施 ・各種調査の実施 ・定期的な面談における情報（生徒・保護者） ■相談体制の確立 ・相談窓口の設置・周知 ・スクールカウンセラーの活用 ・生徒、保護者との信頼関係構築 ■情報の共有 ・報告の徹底 ・職員会議等での全職員の情報共有 ・要配慮生徒の実態把握 ・次年度への申し送り事項の徹底
---	---

いじめが起こしやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

いじめられている子

◎ 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない。表情が暗い
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ いつも教師の近くにいたがる。逆に避けようとする
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 教室で一人離れて食べている
- ☐ 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ これまで仲の良かったグループからはずれている
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 周りからのあいさつ、声かけに反応しない

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する

このアンケートは、皆さんが安心・安全に高校生活を送るためのものです。素直な気持ちで正直に答えてください。学校内外は問いません。本校入学から現在までのことについて、1～9の質問に当てはまる番号に○をつけ、10～13の質問については具体的な内容や自分の考えを書いてください

- | | ほとんど毎日 | 1週間に数回 | 1か月に数回 | ない |
|--|--------|--------|--------|----|
| 1 冷やかされたり、からかわれたり、
いやなあだ名で呼ばれたりする。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 2 悪口や脅（おど）し文句を言われる。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 3 仲間はずれにされたり、集団に
無視されたりする。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 4 ふざけてぶつかってこられたり、
遊ぶふりをしてたたかれたりする。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 5 ひどくぶつかられたり、けられたり、
たたかれたりなどの暴力をふるわれる。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 6 金品を貸し借り(小銭など)を要求される。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 7 自分の持ち物がなくなったり(隠さ
れる・盗まれる)、落書きをされたり、
壊されたりする。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 8 いやなことや恥ずかしいことや危険な
ことなどを無理にさせられる。 | ① | ② | ③ | ④+ |
| 9 パソコンや携帯電話で、いやなことを
書かれたり、いやなことをされたりする。 | ① | ② | ③ | ④+ |

10 上記1～9の質問の①～③に○をつけた人は、どのようなことか具体的に書いてください。

11 上記1～9のような行為を見たり聞いたりしたことがありますか。ある人は具体的に書いてください。

(いつ頃・どこで・どのような)

12 いじめに関して、学校に伝えたいことがあれば具体的に書いてください

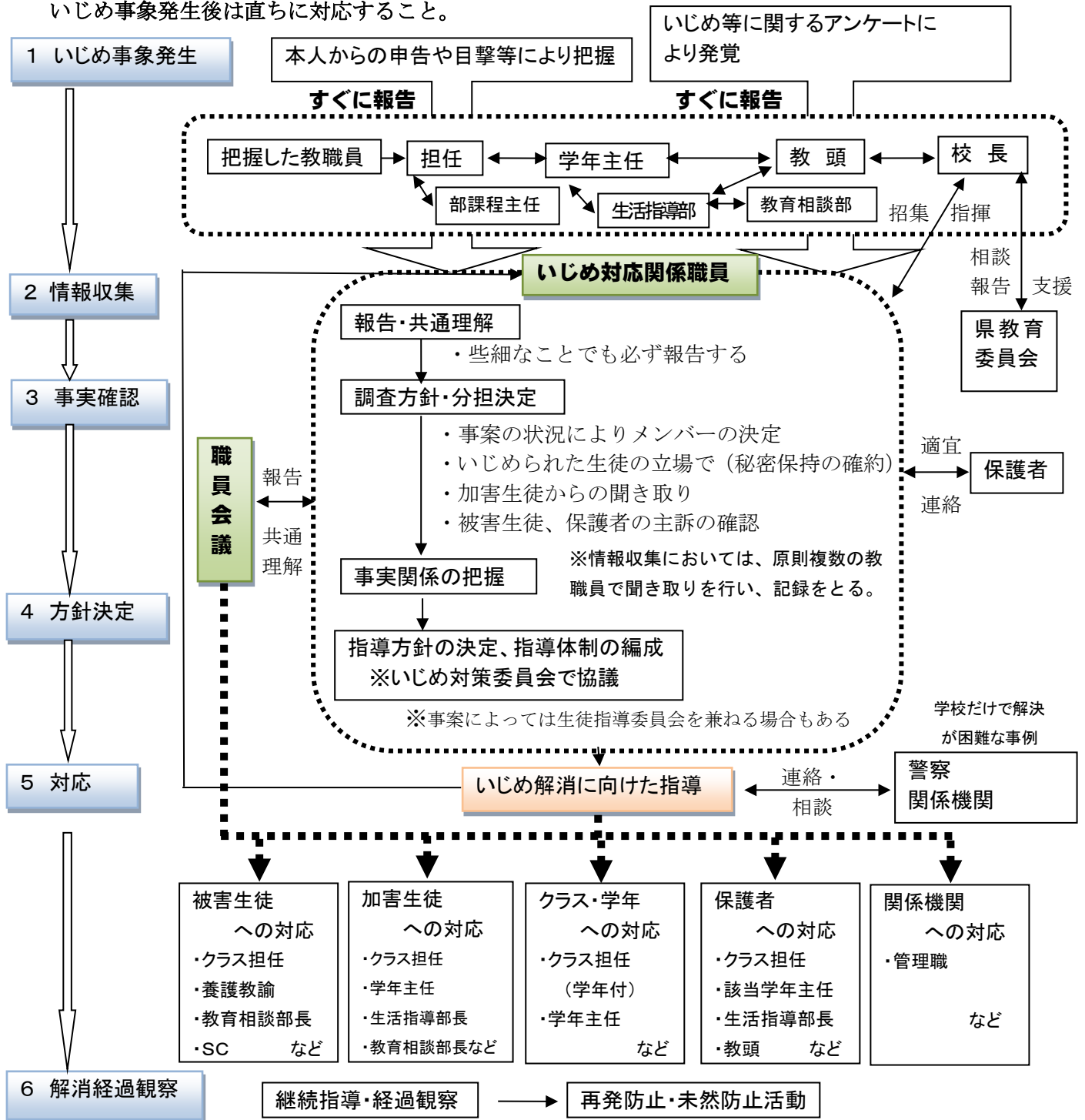
13 いじめに関すること以外でも何か気になること、心配なことがあれば書いてください。

氏名 _____

月	委員会、研修会等	LHR・講演会等	未然防止・早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 指導方針、計画作成 入学前の中学校との情報交換	学級づくり 人権意識調査（定通：1年） スマホ・ケータイ安全教室（定：1年）	個別面談
5月		人権教育LHR①（通：全学年）	いじめについてのアンケート① 保護者懇談 SC 全員個人面談（1年） 個別面談
6月		人権教育LHR①、②（定：全学年） 人権教育講演会（定：2年） 性に関する指導講演会①（定：全学年） 人権教育講演会（通：1,2年） 人権教育LHR②（通：3年）	hyper-QU アンケート 個別面談
7月	hyper-QU 研修会① 教育相談職員研修会①	「生き方（保健）」講演会 （通：全学年）	いじめについてのアンケート②
8月			
9月			いじめについてのアンケート③ 指名登校 個別面談 保護者懇談
10月		「生き方（人権教育）」講演会 （通：全学年）	hyper-QU アンケート 個別面談
11月	hyper-QU 研修会②	「生き方（保健）」講演会 （通：3学年日 S 生）	いじめについてのアンケート④
12月		性に関する指導講演会②（定：全学年）	保護者懇談
1月		人権教育講演会（定：1,3年） 人権教育LHR③（定：全学年） 人権意識調査（定通：3,4年）	いじめについてのアンケート⑤
2月	教育相談職員研修会②		個別面談
3月	いじめ対策委員会 本年度のまとめ		指名登校

- ・2週間に1回、教育相談係会、部課程会議を開催。毎月1回、SC、SSW連絡会（生徒情報交換）
- ・事案発生時は、直ちにいじめ対策委員会を開催する。

いじめ事象発生後は直ちに対応すること。



*いじめ対策委員会のメンバー

校長、教頭(3)、主幹教諭、部課程主任(3)、生活指導部長、教育相談部長、人権教育主任、該当学年主任、該当担任等

*いじめ対応関係職員のメンバー

いじめ対策委員会のメンバーのほか、必要に応じて養護教諭、SC、SSW等